

事務連絡
令和元年9月4日

宮崎県医師会長様

九州厚生局宮崎事務所長

酸素の価格の一部改正に関する周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和元年8月30日付け保医発0830第3号）において、令和元年10月1日からの酸素の価格が改正されるところです。

当局においては、令和元年10月以降の診療分の診療報酬請求に関して混乱が生じないよう当局公式ホームページ [<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にて周知することとしておりますが、貴会におかれましても、当該改正に関する会員各位への周知について、ご配慮いただければ幸いです。

記

1 令和元年10月1日からの酸素の価格の変更の概要

- (1) 酸素の単価の上限額が改正されております。（詳細は別添をご参照ください。）
- (2) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間及び令和2年度の算出額に用いる、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に係る酸素の単価の計算式については、次のとおりとなります。

$$\text{酸素の単価} (\text{※2}) = \frac{\text{保険医療機関が購入した酸素の対価} \times 110 / 108 (\text{※1})}{\text{保険医療機関が購入した容積} (\text{※3})}$$

(※1) 1円未満の額を四捨五入した額

(※2) 1銭未満の額を四捨五入した額

(※3) 酸素の摂氏35度、一気圧における容積（単位 リットル）

2 令和元年10月1日以降の取扱い

令和元年9月30日時点で、保険医療機関が令和元年度分（平成30年1月から平成30年12月の購入実績）の酸素の購入価格に関する届出書を既に提出している場合について、当事務所において、その届出を基に購入対価の消費税8%を10%に換算修正を行い、購入単価を決定しますので、今回の価格の改正に伴う届出の出し直しは不要となります。

なお、令和元年10月1日以降の新規届出等及び令和2年度分（平成31年1月から令和元年12月の購入実績）の届出方法は例年通りですが、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間の購入実績を届出に記載する際は、保険医療機関において酸素の購入対価の消費税8%を10%に換算して得た額を記載して届出することとなります。

保医発0830第3号
令和元年8月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

今般、酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第97号）
が公布され、令和元年10月1日から適用されること等に伴い、下記のとおり改正し、
同日から適用することとするので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療
機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第9部J201(1)中「0.31円」を「0.32円」、「0.41円」を「0.
42円」、「2.31円」を「2.36円」、「0.28円」を「0.29円」、「0.46円」を「0.47円」、「0.
62円」を「0.63円」及び「3.09円」を「3.15円」に改める。
- 2 別添1の第2章第9部J201(16)中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」
を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」及び「105分の108」を「108分の110」
に改める。
- 3 別添1の別紙様式25中「平成」を「令和」に改める。
- 4 別添1の別紙様式25中〔記載上の注意事項〕を1の前とし、〔記載上の注意事項〕
2中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年
9月30日」、「105分の108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J 000～J 200 (略)</p> <p>J 201 酸素加算</p> <p>(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」（平成2年厚生省告示第41号）により定められており、その単価（単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。）は、次のとおりである。</p> <p>ア 異島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合</p> <p>液体酸素の単価</p> <p>定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価 1リットル当たり0.19円</p> <p>可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.32円</u></p> <p>酸素ボンベに係る酸素の単価</p> <p>大型ボンベに係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.42円</u></p> <p>小型ボンベに係る酸素の単価</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J 000～J 200 (略)</p> <p>J 201 酸素加算</p> <p>(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」（平成2年厚生省告示第41号）により定められており、その単価（単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。）は、次のとおりである。</p> <p>ア 異島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合</p> <p>液体酸素の単価</p> <p>定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価 1リットル当たり0.19円</p> <p>可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.31円</u></p> <p>酸素ボンベに係る酸素の単価</p> <p>大型ボンベに係る酸素の単価 1リットル当たり<u>0.41円</u></p> <p>小型ボンベに係る酸素の単価</p>

1リットル当たり2.36円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価

1リットル当たり0.29円

可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価

1リットル当たり0.47円

酸素ボンベに係る酸素の単価

大型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり0.63円

小型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり3.15円

(2)～(15) (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（令和 年度）

[記載上の注意事項]

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。

なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1リットル当たり2.31円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（C E）に係る酸素の単価

1リットル当たり0.28円

可搬式液化酸素容器（L G C）に係る酸素の単価

1リットル当たり0.46円

酸素ボンベに係る酸素の単価

大型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり0.62円

小型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり3.09円

(2)～(15) (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（平成 年度）

1～3 (略)

[記載上の注意事項]

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。

なお、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1～3 (略)

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日
(略)

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日
(略)